

小児初期救急医療体制の充実
市立急病診療所の平日夜間の小児科診療

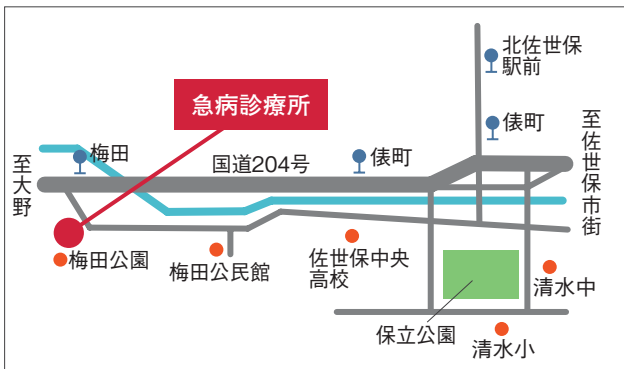
本市では、4月1日(火)から、市立休日急病診療所(梅田町)の名称を「市立急病診療所」に変更し、新たに平日夜間(月～金曜20時～23時)に小児科の診療を行います。

これは、①軽症患者を対象とする小児初期救急医療体制の充実、②入院や手術が必要な重症患者を対象とする小児二次救急医療体制が市立総合病院へ集約化されること、などにより実施するものです。

休日急病診療所はこれまで初期救急医療機関として、日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)の10時から18時に、小児科、内科、外科の診療を実施していました。今後はこれに平日夜間の小児科の診療が加わり、診療は市医師会と市薬剤師会の協力により、当番制で担当していただきます。

曜日区分	月～金 (祝日・年末年始を除く)	土	日曜・祝日・ 年末年始
診療時間			
10:00 ～18:00			内科・外科 小児科
20:00 ～23:00	小児科		

- 市立急病診療所の診療を受ける際は
- ①市立急病診療所では応急的な診療を行います。早くから症状があるときは、昼間にかかりつけ医などで診察を受けましょう。
 - ②薬は原則として1日分または休日分となります。
 - ③年齢や病状によっては、二次救急医療機関を紹介する場合があります。受診前に電話でご連絡ください。
 - ④健康保険証を忘れずにお持ちください。
 - ⑤市立急病診療所では、再来の診療はありません。引き続き治療が必要な場合は、かかりつけ医などを受診してください。



市立休日急病診療所 ☎25-3352
 保健所内・総務企画課 ☎24-1111

PICK_UP 02

市政通信

PICK_UP 01

早い! 簡単! 便利!
公共施設のインターネット予約

本市では、4月1日(火)から、公共施設の利用予約、空き状況の確認などがインターネット上でできるようになります。このシステムにより、これまで利用施設へ行って手続きをしていた予約の申し込みなどが、各施設の受付時間に関係なく、自宅のパソコンや携帯電話からできるようになります。なお、各施設における電話や窓口による申し込みは、従来どおり行います。

対象施設

総合グラウンドや体育文化館など市内53カ所の市の体育・文化施設が対象となります。施設によっては、インターネットによる予約申し込みなどができない施設もあります(空き状況の確認は全施設可)ので、詳しくは市ホームページなどでご確認ください。

ご利用にあたって

インターネットで予約や抽選の申し込みをするときは、利用者ID(利用者を識別する番号)とパスワードが必要になります。ご利用前に、身分証明証(運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カードなど)を持参の上、最寄りの対象施設で利用者登録の手続きを行ってください。手続きができない施設もありますので、あらかじめご確認ください。なお、空き状況の確認には、利用者IDは必要ありません。

予約できる期間

毎月1日から10日までが翌月分の抽選申し込み期間です。この結果を14日から順次お知らせします。20日以降は、利用可能な施設を先着順で受け付けます。

市役所情報政策課 ☎24-1111
 市教育委員会スポーツ振興課 ☎24-1111
 佐世保市体育振興会 ☎47-3125



低利融資と債務保証料補助
原油高騰対策の新制度を創設

本市では、原油価格の高騰対策として、中小企業向けの融資や農漁業者へ債務保証料の補助を行う新しい制度を創設し、2月1日(金)から受け付けています。

中小企業向けの融資

貸付利率は年率1.4%で、限度額は2000万円。融資期間は7年間以内で、借り入れから2年間は元本の返済を据え置くことができます。申込期間は3月31日(月)まで、以降は状況を見て延長します。

農漁業者向けの債務保証料補助

農業者が国の「農業近代化資金」や農協の「営農振興基金」から運転資金を借り入れる際、県農業信用基金協会に支払う年0.4～0.45%の債務保証料を最大5年分補助します。また、漁業者が全漁連の「省エネルギー推進緊急対策資金」を借りる際に支払う年0.85～0.99%の債務保証料を最大3年分補助します。いずれも申込期間は当分の間としています。

※融資・補助の条件など詳しくはお尋ねください。



原油高騰対策について記者発表する朝長市長 (1月31日)

中小企業向け融資 市役所商工労働課 ☎24-1111
 農業者向け補助 市役所農林振興課 ☎24-1111
 漁業者向け補助 市役所水産課 ☎24-1111

PICK_UP 03